

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成30年6月22日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市右京区太秦御所ノ内町地区建築協定

2 申請者の氏名

別府 忠憲

3 建築協定区域

京都市右京区太秦御所ノ内町1番地の2, 1番地の3, 1番地の7, 1番地の10から1番地の12まで, 1番地の14, 1番地の15, 1番地の17から1番地の19まで, 1番地の21, 1番地の22, 1番地の24, 1番地の26, 1番地の27, 1番地の30, 1番地の32, 1番地の35, 1番地の39, 1番地の42, 1番地の43, 1番地の46から49まで, 1番地の51から1番地の55まで, 1番地の57から1番地の59まで, 1番地の61から1番地の65まで, 1番地の67から1番地の78まで, 1番地の80から1番地の83まで, 1番地の86から1番地の88まで, 1番地の90, 1番地の92, 1番地の94, 2番地の4から2番地の7まで, 2番地の9から2番地の15まで, 2番地の17から2番地の21まで, 2番地の24から2番地の29まで, 2番地の31から2番地の34まで, 2番地の36, 2番地の38, 2番地の39, 2番地の42から2番地の44まで, 2番地の46, 2番地の49, 2番地の51から2番地の56まで, 2番地の59, 2番地の60, 7番地, 7番地の2, 7番地の8, 7番地の10, 7番地の21, 7番地の22, 7番地の24, 7番地の25, 7番地の27, 7番地の29, 7番地の39, 7番地の41から7番地の45まで, 7番地の58, 7番地の59, 7番地の65, 7番地の70, 7番地の71, 7番地の76, 7番地の80から7番地の82まで, 7番地の90から7番地の93まで, 7番地の95, 19番地の4, 19番地の6から19番地の13まで, 19番地の17から19番地の21まで, 19番地の25から19番地の30まで, 19番地の34, 19

番地の36, 19番地の38から19番地の43まで, 19番地の49, 19番地の50, 19番地の52, 20番地の5, 20番地の6, 21番地の4, 21番地の5, 21番地の8, 21番地の9, 21番地の11から21番地の14まで, 21番地の16から21番地の23まで, 27番地の6, 27番地の7, 27番地の11, 27番地の16, 27番地の17, 28番地, 28番地の5から28番地の11まで, 28番地の14及び28番地の18

4 建築協定区域隣接地

京都市右京区太秦御所ノ内町1番地, 1番地の1, 1番地の4から1番地の6まで, 1番地の9, 1番地の13, 1番地の16, 1番地の23, 1番地の28, 1番地の29, 1番地の31, 1番地の40, 1番地の45, 1番地の50, 1番地の60, 1番地の66, 1番地の84, 1番地の85, 1番地の89, 1番地の96, 2番地の1, 2番地の8, 2番地の16, 2番地の22, 2番地の23, 2番地の37, 2番地の40, 2番地の41, 2番地の45, 2番地の57, 2番地の58, 2番地の61, 4番地の2, 4番地の8, 7番地の3, 7番地の4, 7番地の7, 7番地の13から7番地の20まで, 7番地の28, 7番地の34, 7番地の35, 7番地の38, 7番地の46, 7番地の47, 7番地の49, 7番地の66から7番地の69まで, 7番地の77, 7番地の79, 7番地の83から7番地の89まで, 14番地の1, 15番地の1, 16番地, 17番地の1, 19番地の1から19番地の3まで, 19番地の5, 19番地の14から19番地の16まで, 19番地の22から19番地の24まで, 19番地の32, 19番地の33, 19番地の35, 19番地の44から19番地の48まで, 19番地の51, 20番地の1, 20番地の4, 21番地の15, 21番地の24, 22番地, 23番地, 24番地, 24番地の1, 25番地の1から25番地の7まで, 25番地の9, 25番地の10, 25番地の18から25番地の20まで, 26番地の1, 26番地の4から26番地の6まで, 27番地の3から27番地の5まで, 27番地の8から27番地の10まで, 27番地の12, 27番地の14, 27番地の15, 28番地の2から28番地の4まで, 28番地の12, 28番地の13, 28番地の15から28番地の17まで, 28番地の19, 28番地の20, 32番地の1及び33番地の2

5 建築協定の事項

建築物の用途

6 協定の期間

10年間

7 認可年月日及び番号

平成30年6月22日付け第13-002号

8 縦覧期間

平成30年6月22日から建築協定書第11条に規定する有効期間満了日又は、法第76条の規定に基づく建築協定の廃止認可公告日までの、京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)